

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 ヒアリングシート

1. 労働災害防止計画に即応した業務	
特に重点とする事項	1 リスクアセスメント・労働安全衛生マネジメントシステムによる安全度の高い職場の実現 2 荷役運搬作業の安全の確保 3 交通労働災害の防止
進捗状況 (23年度)	1 リスクアセスメント研修等の実施 ・ リスクアセスメント研修4月～7月で3支部5回86人(H22年同期2支部2回88人)。 ・ 新規事業である「特定事業場制度」(リスクアセスメントを含む。)の開始。 2 労働安全衛生マネジメントシステム 特定事業場制度により推進。(支部への通知(H23年6月24日)) 3 荷役運搬作業の安全 ・ 厚生労働省の委託事業として当協会が作成した、荷役安全作業マニュアル、荷役安全設備マニュアルを増刷して周知。 ・ 厚生労働省通達「陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害防止対策の推進について」(平成23年6月2日基発0602第13号)の周知用リーフレット作成。 4 交通労働災害の防止 交通KYTの実施(H23年4月～7月で2支部2回71人。H22年4月～7月で1支部2回101人)。 5 陸運労働災害防止規程の改正 ・ 陸運労働災害防止規程にリスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム実施を追加。 ・ 交通労働災害防止ガイドラインに基づく対策の実施を追加。 ・ 荷役災害防止関係の教育、フォークリフト関係規程の追加、充実。 6 ホームページの全面改訂 リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム、荷役災害防止、交通労災防止について、分かりやすい紹介ページを作成(8月)
2. 労働災害防止規程の法令水準との比較(業種別団体のみ記入)	
法令水準を特に上回っている事項とその理由	1 リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの実施(理由:労働災害の一層の減少のためにはリスク低減を図るための自主的安全衛生活動が重要だから。) 2 作業指揮者教育、フォークリフト運転業務従事者教育、交通労働災害防止担当管理者教育、など法令上の義務付けのない教育の実施(理由:荷役作業、フォークリフト運転作業、自動車運転に係る災害を防止するために必要だから。) 3 危険性の大きい作業について安全作業マニュアルを作成すること、作成に当たってのリスクアセスメントの実施(理由:陸運業においては特に荷役作業等において、作業者が直接かわる作業が多く、安全な作業方法の遵守が特に求められているから。)
規程を追加・変更する際の仕組み	1 事業計画において、「陸運防災規程の見直し・検討」を進めることを明記。(平成22年5月理事会、総代会で審議決定) 2 常任理事会で、翌年度に陸運防災規程の改正を行うこと及びその改正内容の骨子等について審議・承認(平成22年12月) 3 労働災害防止規程検討委員会を設置し改正内容について検討(平成23年1月に設置。外部委員により2回審議) 4 改正案について陸運防各支部長(理事)から意見聴取(平成23年3月) 5 関係労働者等(労働組合、学識経験者、事業者団体)からの意見聴取(平成23年3月) 6 常任理事会で審議・承認(平成23年3月開催予定だったが震災のため中止。会長一任) 7 理事会、総代会で審議・承認(平成23年5月) 8 厚生労働大臣に認可申請(平成23年5月) 9 厚生労働大臣認可(平成23年7月) 10 労働災害防止規程の施行(平成23年10月予定)
3. 理事(理事数:89名)	
現在の理事数を必要とする理由	当協定会款第16条の規定により、会長、副会長、理事83名以上110名以内(副会長含む)、監事を置くことと規定されている。47都道府県支部を有する当協会としては、各支部に理事を置き協会の円滑な業務運営を図る必要があり、現在の理事数は必要である。
4. 理事会	
理事会の開催実績 (22年度)	平成22年5月常任理事会 平成22年5月理事会、総代会 平成22年12月常任理事会 平成23年3月常任理事会(震災により中止。会長一任)

審議内容	事業計画 (22年度)	・5月の常任理事会において、平成22年度事業計画案が審議され理事会・通常総代会への提出が承認された。 ・同5月の理事会・通常総代会において議案書の平成22年度事業計画案等が審議され、承認された。 ・12月の常任理事会において平成23年度事業計画案が審議された。 ・平成23年3月に常任理事会で平成23年度事業計画案を審議する予定のところ東日本大震災の発生により中止となった。なお、理事会・総代会への提出については会長一任となった。
	収支改善 (22年度)	・5月の常任理事会において、平成21年度収支決算案及び平成22年度収支予算案が審議され理事会・通常総代会への提出が承認された。 ・同5月の理事会・通常総代会において議案書の平成22年度収支予算案が承認された。 ・平成23年3月の常任理事会で平成23年度収支予算案を審議する予定のところ東日本大震災の発生により中止となった。なお、理事会・総代会への提出については会長一任となった。
	コンプライアンス (18年度～23年度)	・事業報告、事業計画、決算、予算について、常任理事会、理事会において審議。 ・外部委員による当協会の評価を行う「労働災害防止対策委員会」において当協会の活動について年2回審議。審議結果について常任理事会等に報告。 ・登録教習機関である支部に対する都道府県労働局の監査指導状況等について、常任理事会等に報告。

5. サービスの向上の取組

会員及び利用者の評価 や要望を取り入れる仕組み	・労働災害防止対策委員会による当協会の業務実績評価及び事業計画の審議を通しての意見要望の反映。 ・安全管理者選任時研修、陸災防インストラクター講座の実施時に受講者アンケートを実施。利用者のニーズの把握に努めている。 ・各支部を通して会員の要望を把握している。
実績(22年度)	・労働災害防止対策委員会(平成22年10月12日、平成23年3月意見提出) ・安全管理者選任時研修時を利用してアンケートを実施(平成22年7月1日、2日 16名) ・陸災防インストラクター講座の開設時にアンケートを実施(平成23年1月24～28日 28名)

6. 支部

支部の運営主体	都道府県トラック協会
支部の運営に対する本部のチェック体制と実績 (22年度)	・支部運営状況について、支部事業実績を毎月報告させ把握している。 ・各支部で実施している技能講習等の適正な実施について、必要な都度本部による内部監査を実施。
支部に理事、監事、総会が存在する理由	当協定会款第35条で各都道府県に支部を置くことと規定しており、これに基づく支部規約準則に則り各支部は規約を定め、支部に理事、監事をおき、総会において、支部の事業計画等を審議決定している。これは、各支部が責任をもって、各支部の状況を踏まえた運営を行うことが、労働災害を防止する上で、より効果的、効率的と考えられるため。 なお、本部から支部に対する補助金は、補助事業の事業実績のみの補助である。

会費の使途内訳及び支部運営費の財源

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

▼会費の使途内訳

【会員会費】

(単位: 千円)

年度	20	21	22
会費収入	450,536	436,338	436,462
使途内訳			
本部経費	45,114	43,694	63,973
支部経費	405,422	392,644	372,489

【賛助会員会費】

(単位: 千円)

年度	20	21	22
会費収入	1,080	1,060	1,040
使途内訳			
本部経費	1,035	1,020	995
支部経費	45	40	45

▼支部運営費の財源

(金額の単位: 千円)

年度	20		21		22	
	金額	財源	金額	財源	金額	財源
事業費	2,164,127	・会費収入 (405,467) ・支部事業収入 (1,730,965) ・国庫補助金収入 (27,695)	1,938,267	・会費収入 (392,684) ・支部事業収入 (1,517,401) ・国庫補助金収入 (28,182)	1,882,109	・会費収入 (372,534) ・支部事業収入 (1,479,433) ・国庫補助金収入 (30,142)
人件費	人件費・管理費について、本部で把握していない。					
管理費						